

# 所得税申告 ここが変わる

## 主な変更点

- 基礎控除が最大95万円に
- 給与所得控除の見直し
- 特定親族特別控除の創設  
(裏面)

図1 基礎控除額

納税者本人の 合計所得金額	改正後		改正前
	2025・26年分	27年分以降	
132万円以下	95万円		
132万円超 336万円以下	88万円		
336万円超 489万円以下	68万円	58万円	48万円
489万円超 655万円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	58万円		
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	0円		

図2 給与所得の速算表(改正後)

給与等の 収入金額(A)	給与所得金額	
650,999円まで	0円	
651,000円～ 1,899,999円	(A) -65万円	
1,900,000円～ 3,599,999円	(A) ÷4(千円未満切り 捨て)=(B)	(B) ×2.8-8万円
3,600,000円～ 6,599,999円		(B) ×3.2-44万円
6,600,000円～ 8,499,999円	(A) ×90%-110万円	
8,500,000円以上	(A) -195万円	

2025年度税制「改正」で所得税申告  
が大きく変わります。民商では、事業者ど  
うして学び合って対応しています。

## 基礎控除

最高48万円だった基礎控除額は、合計  
所得金額が132万円以下から2350万  
円以下までは5段階になります(図1)。  
ただし、この5段階の控除額は2025  
(令和7)年分と2026(令和8)年分

に限られます。2027(令和9)年分か  
らは95万円と58万円の2段階の控除額に  
なります。

## 給与所得控除

給与の収入金額によって段階的に控除額  
がきまる給与所得控除は、給与収入190  
万円未満の人限り、65万円になります。  
た。変更後の「給与所得控除の速算表」は  
(図2)のとおりです。

税金の相談は  
お近くの民商へ

## 特定親族特別控除

居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円（給与収入123万円）以下の親族がいる親を対象としていた特定扶養控除に加え、「特定親族特別控除」が創設されました。19歳以上23歳未満の子等がいる場合、その子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）以下の場合は

合、その親は63万円の特定親族特別控除を受けることができます。対象は、子等の合計所得金額が123万円以下までですが、（図3）のように、子等の合計所得金額に応じて、控除額が縮小されるので、該当する子等の合計所得金額を正確につかんでおく必要があります。具体的な事例については（図4・モデルケース）を参照してください。

図3 特定親族特別控除額

子の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の 収入金額)	親の控除額 (特定親族特別控除額)
58万円以下(123万円以下)	63万円(特定扶養控除)
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円
123万円超(188万円超)	0円

図4 モデルケース

改正前							
本人	給料	所得税	世帯主に適用される控除	給与所得控除	住民税		
世帯主	600万円	課税	基礎控除	48万円	164万円	課税	
配偶者	144万円		配偶者特別控除	38万円	55万円		
子(20歳)	150万円		×	0円			
子(17歳)	130万円		×	0円			

  

改正後							
	給料	所得税	世帯主に適用される控除	給与所得控除	住民税		
世帯主	600万円	課税 なし	基礎控除	68万円	164万円	課税	
配偶者	144万円		配偶者特別控除	38万円	65万円		
子(20歳)	150万円		特定親族特別控除	63万円			
子(17歳)	130万円		×	0円			